

国労本部電送 No. 138	発信日 2020年1月14日	発信 総務・財政・企画部	責任者	受領者

事務連絡
2020年1月14日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

台風15号および19号による被災に対する緊急カンパ 報告と御礼について

本部67号（指示第22号10/15）により、この3ヵ月間、台風15号および19号の被災に遭った組合員に対する緊急激励カンパを取り組んできましたが、各級機関のご協力により、本日現在、総額418万円を本部に集約することができました。

組合員・家族の皆さんにおかれましては、みずからも大変な生活実態の中で、出費の多い年末年始の時期に、本部の呼びかけに応じて並々ならぬご協力を頂いたことに心より御礼申し上げます。

ご案内のように9月9日に関東地方を襲った台風15号による住宅被害は1都7県に及び、さらにこれに追い打ちをかけるように10月12日から13日にかけて関東甲信越および東北地方を縦断した台風19号は未曾有の暴風と記録的豪雨により、71河川140箇所ですべて堤防が決壊し、土砂災害は20都県884件に及ぶなど各地に甚大な被害をもたらしました。

わけても、東日本管内では、千曲川の堤防決壊により、長野新幹線車両センターで浸水被害を受けた北陸新幹線車両がすべて廃車となり、水郡線・吾妻線をはじめとして各線区に復旧に長期間を要する重大な被害を与え、災害救助法適用自治体は14都県390市区町村を数えるなど東日本大震災を超えて過去最大規模となりました。

私たちはあらためて亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

皆さんから頂いた貴重なカンパの用途につきましては、中央執行委員会で慎重に検討し、以下のように判断させていただき、最終的にその取り扱いを確認いたしましたので報告ならびに御礼にかえさせていただきます。

記

1. 台風15号被災組合員への見舞金（59名）

- (1) 対象者 台風15号によって、家屋浸水や損壊、断水等の被害に遭われた組合員59名（千葉地本）とする。
- (2) 見舞金額 一世帯2万5千円を基準として見舞金を支給する。

2. 台風19号被災組合員への見舞金（94名）

- (1) 対象者 台風19号によって、家屋浸水や損壊、断水等の被害に遭われた組合員94名（仙台地本17名・水戸地本6名・高崎地本1名・千葉地本22名・東京地本35名・長野地本12名・静岡地本1名）とする。
- (2) 見舞金額 一世帯2万5千円を基準として見舞金を支給する。

※ 1・2ともに当該地方本部を通じて一括して見舞金を支給しますが、それぞれ被害に遭われた組合員宅の被災状況に応じて配分を地本で決めていただき、各組合員にお届けするものとします。

以 上